

課題別の取組

ODA大綱では、貧困削減、持続的成長、地球規模課題への取組、および平和構築の4つを重点課題として掲げています。本節では、これらの課題について最近の日本の取組を紹介します。

1. 貧困削減

(1) 教育

教育は、貧困削減のために必要な経済社会開発において重要な役割を果たすとともに、個人が自らの才能と能力を伸ばし、尊厳を持って生活することを可能にします。また教育は、

他者や異文化に対する理解を育み、平和の礎となります。しかし世界には、学校に通うことのできない子どもが約7,200万人おり、そのうち女子が54%を占めています。最低限の識字

能力を持たない成人も約7億5,900万人にのぼり、その約3分の2は女性です(注7)。このような状況の改善に向け、国際社会は「万人のための教育(EFA(注8))」の実現を目指しています。

< 日本の取組 >

日本は、従来から、「国づくり」と「人づくり」を重視しており、開発途上国の基礎教育や高等教育、職業訓練の拡充などの幅広い分野における教育支援を行っています。2002年には「成長のための基礎教育イニシアティブ(BEGIN(注9))」を発表し、教育の機会の確保や質の向上、マネジメント改善を重点項目に、学校建設や教員養成などハード・ソフト両面を組み合わせた支援を行っています。

また、2015年までに初等教育の完全普及を目指す国際的な枠組みであるファスト・トラック・イニシアティブ(FTI(注10))においては、2008年1月からG8議長国として共同議長および運営委員を務め、FTIの議論および改革への取組に深く関与するとともに、FTIの関連基金に対して、2007年度から2009年度までに総額約480

万ドルを拠出しました。

2008年4月、日本は、EFAの自立と持続可能性に関する国際シンポジウム(注11)において、質・量両面における基礎教育のさらなる充実、基礎教育を超えた多様な教育段階における支援強化、教育と他分野との連携、内外を通じた全員参加型の取組を重視すべきとのメッセージを発信しました。

その具体的取組として、2008年からの5年間で、アフリカにおいて約1,000校(約5,500教室)の建設、全世界で約30万人(うちアフリカで約10万人)の理数科教員の能力向上、アフリカにおける学校運営改善の取組の1万校への拡大を表明し、その着実な実施を行っています。また、識字分野では、アフガニスタンにおいて2008年から4年間で国連教育科学文化機関(UNESCO)を通じた総額約

15億円となる無償資金協力により約30万人の識字教育を支援しており、同国の識字教育の推進に貢献しています。

近年では、国境を越えた高等教育機関のネットワーク化の推進や周辺地域各国との共同研究、「留学生30万人計画」に基づく日本の高等教育機関への留学生受入れなど多様な方策を通じて開発途上国の人材育成を支援しています。さらに、国内の大学が持つ「知」(研究成果や高度人材育成機能)を活用して国際協力の質的向上を目指す「国際協力イニシアティブ」事業を実施しています。その主な取組として、日本の教育研究関係者が持つ知見をもとに国際協力に有用な教材やガイドラインなどを作成し、それらを広く活用できるよう公開しています。また、「青年海外協力隊現職

注7 (出典) UNESCO 「EFAグローバル・モニタリング・レポート2010」(2010)

注8 EFA:(第1部 注6参照)

注9 BEGIN:(第1部 注5参照)

注10 FTI:(第1部 注7参照)

注11 2008年4月21日から25日にかけて東京にて行われた「万人のための教育(EFA)」実務者会合および関連会合の一環として、外務省、広島大学、早稲田大学の共催で開催されたシンポジウム。

教員特別参加制度(注12)を通じて現職教員の青年海外協力隊への参加を促す努力を行っています。開発途上国へ派遣された現職教員は、現地に

おいて教育や社会の発展に貢献するとともに、帰国後には国内の教育現場でその経験を活かしています。さらに、2010年には、2011年からミレ

ニアム開発目標(MDGs)の達成期限である2015年までの間の新教育協力政策を策定しました。

●ケニア「理数科教育強化計画プロジェクトSMASE」

日本は、アフリカにおける産業発展に必要な人材育成のため、ケニアの中等理数科教師約2万人に研修を行い、教授法の改善を通じて生徒の学力向上に貢献しています。さらに、他のアフリカ諸国でもこの取組を普及させたいとの要請を受け、日本は、ケニアを中心に設立されたアフリカ理数科教育域内連携ネットワーク(SMASE-WECSA(注13))を通じ、ケニアによるアフリカ域内の国に対する理数科教育教科活動の支援を行っています。



理数科教育を受けているケニアの子どもたち(写真提供：JICA)

●ASEAN工学系高等教育ネットワーク(AUN/SEED-Net(注14))

ASEAN諸国では、持続的・安定的な経済開発とそれを支える工学系人材の養成への認識が高まっています。そこで日本は、産業界に貢献する人材を輩出するため、ASEAN10か国19大学と日本の11大学の大学間ネットワークを形成し、各国中核大学の教育・研究能力強化と工学系人材の育成を目指す事業を行っています。科学技術分野の日本の知見を活かし、ASEAN域内・日本での若手教員の学位取得(修士号・博士号)、国際共同研究、教員相互派遣、地域学会形成などの活動を行い教員の能力強化や大学院プログラム改善などの成果を挙げるとともに、日本の科学技術外交や大学の国際化などにも貢献しています。



SEED-Net地震被害調査プロジェクトチーム(写真提供：JICA)

注12 文部科学省がJICAに推薦した教員は、一次選考の技術試験が免除され、また日本の学年に合わせて、派遣前訓練開始から派遣終了までの期間を4月から翌々年の3月までの2年間(通常2年3か月)とするなど、現職教員が参加しやすい仕組みとなっている。

注13 SMASE-WECSA: Strengthening Mathematics and Science Education (SMASE)-Western, Eastern, Central and Southern Africa

注14 AUN/SEED-Net: ASEAN University Network/ Southeast Asia Engineering Education Development Network

(2) 保健医療・福祉、人口

開発途上国に住む人々の多くは、先進国であれば日常的に受けられる基礎的な保健・医療サービスを受けられません。また、予防接種制度や衛生環境などが整備されておらず、感染症や栄養障害、下痢などにより、年間880万人以上の5歳未満の子どもが命を落としています^(注15)。さら

に、助産師など専門技能者による緊急産科医療が受けられないため、年間36万人以上の妊産婦が命を落としています。

一方で、世界の人口は増加の一途をたどっており、2050年には約92億人に達することが見込まれています^(注16)。一般的に人口増加率は

開発途上国の中でも貧しい国ほど高く、さらなる貧困や失業、飢餓、教育の遅れ、環境悪化などにつながります。このような観点からも、人口問題に大きな影響を与えうる母子保健、家族計画を含むリプロダクティブ・ヘルス^(注17)やHIV/エイズへの対策が急務となっています。

< 日本の取組 >

日本は、2000年のG8九州・沖縄サミットにてサミット史上初めて、感染症を主要議題の一つとして取り上げました。2005年には保健関連のミレニアム開発目標(MDGs)達成に貢献することを目的とした「保健と開発に関するイニシアティブ」を打ち出し、感染症対策、母子保健、保健システム強化を含む包括的なアプローチと、水・衛生、基礎教育といった保健と密接に関連する分野との連携に配慮した支援を行ってきました。また、HIV/エイズ、結核、マラリア対策のため、世界エイズ・結核・マラリア対策基金(世界基金)を通じた取組を行っており、世界基金に対し、2010年7月までに約12億9,000万ドルを拠出しました。

母子保健に関しては、妊産婦の健康改善のため、現場の医療従事者育成支援、産科施設の整備や機材供与、緊急産科医療の質の向上に関する取組を実施しています。また、インフラ整備による医療機関へのアクセス改善、継続ケアの視点を取り入れた母子手帳の普及、妊産婦健診普及、妊産婦の健康管理の支援を通じた乳幼児の死亡・疾病の低減にも取り組んでいます。家族計画に関しては、特に思春期人口への教育を重視した、望まない妊娠や早すぎる出産を避けるための啓発活動および避妊具(薬)の配布などの支援を行っています。

2008年7月のG8北海道洞爺湖サミットでは、この包括的アプローチの重要性を提起し、G8としての

合意をとりまとめ、G8保健専門家による「国際保健に関する洞爺湖行動指針^(注18)」を発表しました。2010年6月のG8ムスコカ・サミットでは、MDGsの中で進ちょくが遅れている母子保健に対する支援を強化するムスコカ・イニシアティブの下、日本は母子保健分野で2011年から5年間で最大500億円規模、約5億ドル相当の支援を追加的に行うことを発表しました。

また、「保健と開発に関するイニシアティブ」が2009年3月で終了し、2010年には、2011年からMDGs達成期限である2015年までの間の新国際保健援助政策を策定しました。

注15 (出典) UNICEF "State of the World's Children 2010" (2010)

注16 (出典) 国連人口基金「2009年世界人口白書」(2009)

注17 性と生殖に関する健康を指す。

注18 本文書は、G8保健専門家によるG8首脳に対する提言書であり、G8北海道洞爺湖サミット成果文書において歓迎された。

●バングラデシュ「母性保護サービス強化プロジェクト」

バングラデシュでは、健診受診率が低い、助産技術を持った介助者による出産が少ないなどの理由により、妊娠、出産の過程で亡くなる妊産婦がいまだに多い状況です。本プロジェクトでは、妊産婦の健康改善のため、中央・地方保健行政局への助言、保健医療施設のサービス改善、住民の組織化による女性と子どもへの地域支援の体制づくりに取り組んでいます。プロジェクト対象県では産科合併症を発症した妊産婦が緊急産科ケアを受診した割合が2006年は17.8%だったのが、2009年には55.6%まで改善しました。プロジェクトで支援された活動は、その協力対象県の名前をとった「ノルシンディ」モデルとしての認知が広がり、地域の保健施設(コミュニティ・クリニック)の活性化の手段として政策化されました。



プロジェクトサイトの病院にて帝王切開で生まれた赤ちゃんとお母さん
(写真提供：JICA)

(3)水と衛生

水と衛生の問題は人の生命に関わる重要な問題です。水道や井戸など安全な水を利用できない人口は2008年に世界で約8億8,400万人、

下水道などの基本的な衛生施設を利用できない人口は約26億人にのぼります(注19)。安全な水と基本的な衛生施設の不足は下痢を引き起こし、年

間150万人以上の5歳未満の子どもが命を落としています(注20)。

< 日本の取組 >

2006年に開かれた第4回世界水フォーラムで日本は「水と衛生に関する拡大パートナーシップ・イニシアティブ(WASABI(注21))」を発表しました。水と衛生分野で援助実績が世界一である日本は、同分野に関する豊富な経験、知見や技術を活かし、総合水資源管理の推進、安全な飲料水と衛生の供給、食料増産などのための水利用支援、水質汚濁防止と生態系保全、水関連災害による被害の軽減などソフト・ハード両面での包括

的な支援を実施しています。2008年5月の第4回アフリカ開発会議(TICAD IV)では、給水施設や衛生施設の整備および水資源管理に関する人材育成などの支援策、および「水の防衛隊(W-SAT(注22))」の派遣を表明しました。さらに、2008年7月のG8北海道洞爺湖サミットでは水と衛生の問題を約5年ぶりに取り上げ、循環型水資源管理の重要性を確認し、これを推進することを通じて水資源の持続的利用を促進しています。



エチオピアでロープポンプの給水設備技術を指導
(写真提供：JICA)

●パプアニューギニア「ポートモレスビー下水道整備計画」

パプアニューギニアの首都ポートモレスビー市の沿岸部には下水処理場が存在しないため、集められた汚水は適切な処理が行われないまま沿岸に放流されており、沿岸域の海水の水質汚染や地域住民の衛生環境の悪化を引き起こしています。日本は、約83億円の円借款を通じて下水道の整備を支援し、同地域への下水道サービスの提供および沿岸海域への汚水流出の抑制を図っています。本事業により、住民の生活環境の改善、海洋環境保全および地域経済の発展に寄与することが期待されています。また、本事業では同国政府からの要請により、下水処理施設を省エネルギーで運転させる日本の優れた技術とノウハウが活用される予定です。

●ザンビア「地方給水運営維持管理能力強化プロジェクト(SOMAP)(注23)フェーズ2」

井戸と手押しポンプによって安全な飲み水を手する農村地域でも、修理部品が入手できないため故障したポンプが修理されずに放置されることがあります。日本は、修理部品の販売網を構築し、ポンプを利用する住民への啓発活動や修理技師への研修を実施することで、住民や自治体による施設の持続的な運営維持管理を目指しています(注24)。

注19 (出典) WHO/UNICEF "Progress on Sanitation and Drinking-water : 2010 Update" (2010)

注20 (出典) UNICEF "Progress for Children : A Report Card on Water and Sanitation" (2006)

注21 WASABI : Water and Sanitation Broad Partnership Initiative

注22 W-SAT : The Water Security Action Team

注23 SOMAP : Sustainable Operation & Maintenance Project for Rural Water Supply

注24 フェーズ1は2007年に終了し、現在フェーズ2が進行中。

2. 持続的成長

(1) 経済社会基盤

開発途上国における貧困の削減のためには、貧困層に直接資する貧困対策や社会開発分野の支援のみならず、

経済成長を通じた持続的成長が不可欠です。そのためには、開発途上国の発展の基盤となる経済・社会基

盤(インフラ)の整備が重要です。

< 日本の取組 >

日本は、開発途上国の開発政策に基づいて、インフラ整備の支援とこれらインフラを整備、管理、運営するための人材育成を行っています。具体的なインフラ整備としては、

都市と農村の交流拡大や災害からの安全確保、および海外との貿易・投資の促進などに資する、道路、港湾、空港・情報通信技術(ICT)などの整備を行っています。また、教育、保健、

安全な水・衛生、住居の確保、病院や学校などへのアクセス改善などに資する社会インフラ整備や、地域経済の活性化のため農水産物市場や漁港などの整備を行っています。

●ブルンジ「公共輸送能力改善および公共交通公社運営能力再生」

ブルンジでは10年以上続いていた内戦が2006年に終結しましたが、内戦の影響により、国内のインフラも相当の悪影響を被りました。地方と首都を結ぶ唯一の公共交通機関であるバス交通においても、内戦前には100台以上のバスが公共交通公社によって運行されていましたが、内戦によってその稼働率が半減しました。ブルンジの復興に不可欠な公共交通網の復旧・拡充を図るため、日本はバスの新規調達に必要な資金を無償提供し、並行して同公社の運営能力を再生する技術協力を実施しています。これにより、人の移動が内戦前のレベルに復旧し、持続的な復興に資することが期待されています。

(2) 情報通信技術 (ICT^{注25})

情報通信技術(ICT)の普及は、産業の高度化、生産性の向上を通じて、持続的な経済成長の実現に寄与するとともに、開発途上国が抱える医療、

教育、エネルギー、環境、災害管理などの社会的課題の解決にも資するものです。また、ICTの積極的な活用は、政府による情報公開の促進や、

放送メディアの整備などを通じた民主化の土台となるガバナンス改善、利便性・サービス向上による市民社会の強化につながるため、非常に重要です。

< 日本の取組 >

日本は全ての人々の生活の質を向上させるため、地域・国家間で存在する情報通信技術格差の解消に対し、積極的に支援を行っています。具体的には、主に、開発途上国における

通信・放送インフラの構築およびそのための法整備や人材育成といった分野を中心としています。また、開発途上国の人間一人一人の豊かな可能性の実現を目的としつつ、同時に日本の

経済成長も念頭におき、地上デジタル放送日本方式の海外普及活動など整備面、人材面、制度面の総合的な支援を目指しています。

注25 ICT : Information and Communication Technology

●南米諸国への地上デジタルTV放送導入支援

南米の地上デジタル放送日本方式採用国では、アナログ放送に関する経験が少なく、デジタル放送開始に当たって、マスタープラン作成、地上デジタル放送機材の選定・調達、運営維持管理など様々な面において知見や資機材が不足しています。このため、2009年度に地上デジタル放送導入支援専門家をペルー、チリ、アルゼンチンおよびベネズエラに派遣するとともに、政府、民間関係機関技術者などを日本に招へいし、「南米地上デジタル放送セミナー」、「地上デジタル放送導入支援研修」などを実施しました。これにより、南米の他の国にも日本方式の普及が進み、南米諸国と日本との関係が強化されました。

(3)貿易、投資、ODA以外の資金との連携

開発途上国の持続的成長のためには、民間セクターの主導的な役割が鍵となり、産業振興や貿易・投資など

の民間活動の活性化が重要です。しかし、数々の課題を抱える開発途上国では、民間投資を呼び込むための

環境整備を行うことが困難な場合があります。国際社会からの支援が不可欠です。

<日本の取組>

ODAやそれ以外の公的資金(OOF^{注26})を活用して、日本は開発途上国内の中小企業振興や産業技術の移転、経済政策などの支援を行っています。また、開発途上国の輸出能力や競争力を向上させるため、貿易・投資環境や経済基盤の整備も支援しています。2001年に始まった「世界貿易機関(WTO)ドーハ・ラウンド交渉(ドーハ開発アジェンダ)」においても、開発途上国の多角的自由貿易体制への参画を通じた開発促進が重視されています。日本は、WTOに設けられた信託基金に拠出し、開発途上国の交渉参加能力およびWTO協定履行能力の向上を目指しています。

日本市場へのアクセスに関しては、一般特恵関税制度(GSP^{注27})により、

開発途上国産品の輸入に際し、一般の関税率よりも低い税率を適用し、特に後発開発途上国(LDCs)諸国に対しては無税無枠措置^{注28}をとっています。また、日本は、経済連携協定(EPA)を積極的に推進しており、貿易・投資の自由化を通して開発途上国の経済成長を支援しています。

こうした日本を含む先進国による支援をさらに推進するものとして、近年、WTOや経済協力開発機構(OECD)をはじめとして様々な国際フォーラムにおいて「貿易のための援助(AfT^{注29})」に関する議論が活発化しています。2005年12月に開かれたWTO香港閣僚会議に際し、日本は2006年から2008年の3年間に合計1万人の専門家派遣および研修員

受入れを行う技術協力を含む総額100億ドルの貿易関連プロジェクトへの支援を行うことなどを柱とした「開発イニシアティブ」という独自の貢献策を発表しました。

さらに2009年7月のWTO第2回「貿易のための援助」グローバル・レビュー会合では、この「開発イニシアティブ」の達成を受けて、新たに2009年から2011年の3年間に4万人の専門家派遣および研修員受入れを行う技術協力を含む総額約120億ドルの貿易関連プロジェクトへ支援することなどを柱とした「開発イニシアティブ2009」を発表し、多くの国から高い評価を得ました。現在、その着実な実施が進められており、具体的な取組としては、貿易を行う

注26 OOF : Other Official Flows

注27 GSP : Generalized System of Preferences

注28 これまでLDCsに対する無税無枠措置の対象品目を拡大してきており、品目数では約98%、貿易額では99%超が無税無枠での輸入が可能となっている(2010年10月時点)。

注29 AfT : Aid for Trade

ために重要な港湾、道路、橋などの輸送網整備や発電所・送電網などの建設事業への資金供与や税関職員の教育などの貿易関連分野における

技術協力、さらに「一村一品キャンペーン(注30)」にも関係する支援を行っています。また、開発途上国への民間投資を呼び込むため、開発途上国

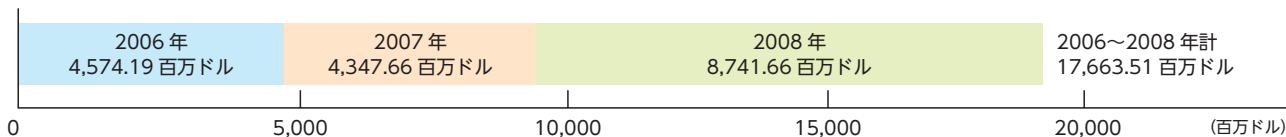
特有の課題を抽出し、投資を促進するための対策を現地政府に提言するなど、民間投資を促進するための支援を行っています。

図表Ⅲ-7 開発イニシアティブ(資金援助) 年度別地域別実績(コミットメントベース)

(百万ドル)

受益国(地域)	2006年	2007年	2008年	2006～2008年計
アフリカ	809.78	880.24	1,023.47	2,713.49
中南米	413.88	143.01	81.06	637.95
アジア	3,241.06	3,126.54	5,450.38	11,817.98
中東	12.94	20.83	1,927.97	1,961.74
欧州	7.78	24.69	12.15	44.62
大洋州	39.95	105.58	185.19	330.72
その他(地域をまたぐ)	48.80	46.77	61.44	157.01
合計	4,574.19	4,347.66	8,741.66	17,663.51

開発イニシアティブ(資金援助)実績 (目標値対比)



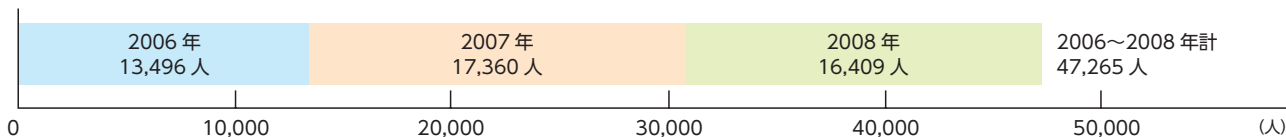
出典：外務省資料(OECD CRS データ加工)

図表Ⅲ-8 開発イニシアティブ(技術支援) 年度別地域別実績(コミットメントベース)

(人)

受益国(地域)	2006年	2007年	2008年	2006～2008年計
アフリカ	1,237	1,372	1,515	4,124
中南米	1,451	1,058	1,019	3,528
アジア	9,784	13,715	12,626	36,125
中東	519	607	730	1,856
欧州	187	320	253	760
大洋州	230	223	190	643
その他(地域をまたぐ)	88	65	76	229
合計	13,496	17,360	16,409	47,265

開発イニシアティブ(技術支援)実績 (目標値対比)



出典：外務省資料

注30 アジア、アフリカなど開発途上国の民族性豊かな手工芸品、織物、玩具など魅力的な商品を掘り起こし、より多くの人々に知ってもらおうことで、開発途上国の商品の輸出向上を支援する取組のこと。

(4) 農業

開発途上国の貧困層は4人に3人の割合で農村部に居住しており、そのほとんどが生計を農業に依存して

います。ミレニアム開発目標(MDGs)は、「極度の貧困と飢餓の撲滅」を目標の一つに掲げており、持続可能な

経済成長を通じた貧困削減には、農業・農村開発が重要です

< 日本の取組 >

貧困削減のため農業分野における協力を重視するとともに、地球規模課題としての食料問題に積極的に取り組んでいます。短期的には、食料不足に直面している開発途上国のための食料支援を、中長期的には、持続可能な農業開発への開発途上国のオーナーシップを支援するための取組を進めています。

具体的には、日本の経験や知見を活用した稲作技術や農民組織化の支援、かんがい施設といったインフラの整備などを実施しています。また、アフリカにおけるネリカ稻などの生産技

術の普及および研究開発の支援も行っています。さらに、国際機関(国連食糧農業機関(FAO)、国際農業開発基金(IFAD)、国際農業研究協議グループ(CGIAR)、国連世界食糧計画(WFP)など)を通じた支援を行っています。

また、2008年に開かれた第4回アフリカ開発会議(TICAD IV)のサイドイベントにて、アフリカ稲作振興のための共同体(CARD^{注31})イニシアティブが発表されました。現在、23か国を対象に、国別稲作振興戦略の作成など稲作振興のための支援を

行っています。

さらに、2009年7月のG8ラクイラ・サミットの食料安全保障に関する拡大大会合で、日本は2010年から2012年の3年間にインフラを含む農業関連分野において、少なくとも約30億ドルの支援を行う用意があると表明しました。特に日本は、生産段階における水資源や農地資源の開発・管理、流通段階における輸送や貯蔵、積出港の整備を含め、生産から流通、販売を通じた幅広い分野での支援を重視しています。

●ハイチ大地震被災者への緊急無償支援事業

2010年1月に発生した大地震により、首都ポルトープランスを含むハイチ南部全体が甚大な被害を受けました。被災地域および被災民が避難している農村地域の農業復興、そしてそれを通じたハイチの食料安全保障の確保が急務となっています。そこで日本は、国連食糧農業機関(FAO)を通じて、大地震の被災世帯および避難民を受け入れているコミュニティに対する農業生産への緊急支援を行っています。具体的には、農産物種子約570トンや農機具6万セットなどの農業生産資材供与や技術指導などを実施することによって食料生産の増大、農産物の販売を通じた農業所得の向上を図っています。こうした支援を通じ、食料安全保障が改善され、長期的には、緊急支援から開発・復興支援へ移行することが期待されます。

注31 CARD: Coalition for African Rice Development; 稲作振興に関心のあるアフリカの米生産国と連携し、援助国やアフリカ地域機関および国際機関などが参加する協議グループで、サブ・サハラ・アフリカの米生産量を、現行の1,400万トンから10年間で2,800万トンに倍増することを目標としている。

(5) 政策立案・制度整備

開発途上国の持続的成長のためには、経済社会基盤の整備とともに政

策立案・制度整備や人づくりが重要です。汚職の撲滅、法・制度の改革、行

政の効率化・透明化、地方政府の行政能力の向上などへの支援が必要です。

< 日本の取組 >

政策立案・制度整備支援の一環として、法制度整備支援を進めています。法制度整備は良い統治(グッド・ガバナンス)に基づく自助努力を通じた国の発展の基礎となるものです。同分野への支援は「人と人との協力」の代表例であり、日本の顔が見える援助の一翼を担っています。また、それにより開発途上国の法制度が整備されれば日本企業の活動の円滑化にもつながることから、2010年6月に公表された新成長戦略の実現に向けたインフラ海外展開の基盤整備支援(注32)のひとつとして、極めて重要な役割を担います。日本の法制度整備支援は、日本のソフトパワーによる支援であり、アジアの成長力強化を下支えするために重要な役割を果たしています。

また、民主的発展の支援のために、法制度、司法制度、行政制度、公務員制度、警察制度などの各種制度整

備や組織強化支援、選挙支援、市民社会の強化、女性の地位向上支援などの取組を行っています。汚職の防止や統計能力の向上、地方行政能力の向上の支援も行っています。国連アジア極東犯罪防止研修所(UNAFEI(注33))では、2010年10月から11月にかけて、アジア・太平洋地域を中心とする開発途上国16か国の刑事司法実務家を招き、汚職防止刑事司法支援研修を実施しました。さらに同年12月には、東南アジア8か国の刑事司法実務家を対象に、証人および内部通報者の保護をテーマとするセミナーを、フィリピンで開催しました。同研修所では、そのほかにも、「犯罪被害者のための施策」、「犯罪者の社会への再統合と再犯防止」、「犯罪収益の剥奪」など、参加国のニーズと国連の重要施策に沿って刑事司法分野の様々な課題を取り上げ、開発途上国

の実務家向けの研修・セミナーを実施しています。さらに、特定のプロジェクトだけではなく、開発途上国の財政に資金を投入する政策立案・制度改善支援も実施しています。

国内治安維持の要となる警察機関の能力向上については、制度づくりや行政能力向上への支援など人材育成に重点を置きつつ、日本の警察による国際協力の実績と経験を踏まえた知識・技術の移転と、施設整備や機材供与を組み合わせた支援を実施しています。警察庁では、インドネシア、フィリピンなどのアジア諸国を中心に専門家の派遣や研修の受入れを行っており、民主的に管理された警察として国民に信頼されている日本の警察の姿勢や事件捜査、鑑識技術の移転を目指しています。

●カンボジア「政府統計能力向上プロジェクト」

統計データは、政策を立案する上で大変重要なものですが、カンボジアの政府統計は、長期間に及んだ内戦の影響から整備が遅れていました。JICAは2005年度に政府統計に携わる人材の能力向上を目指したプロジェクトを開始し、主に2008年3月に実施された人口調査を通じて技術協力を行ってきました。人口調査の結果は、国および地方の政策立案や、ミレニアム開発目標(MDGs)のモニタリングなどに活用されており、カンボジアのさらなる発展に貢献することが期待されています。



製材所の責任者にインタビューする調査員
(写真提供：JICA)

注32 2010年6月に公表された新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～では、21の国家戦略プロジェクトが取り上げられており、インフラ分野の民間企業による海外での取組を支援する枠組みを整備することは、そのひとつとして位置づけられている。

注33 United Nations Asia and Far East Institute for the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders

3. 地球規模課題への取組

(1) 環境・気候変動問題

環境問題についての国際的な議論は1970年代に始まりました。1992年の国連環境開発会議「地球サミット(UNCED^(注34))」、2002年の「持続可能な開発に関する世界首脳会議(WSSD^(注35))」での議論を経て、国際的にその重要性が、より一層強く認識されました。2008年7月のG8北海道洞爺湖サミットにおいては、環境・気候変動が主要テーマの一つとし

て取り上げられ、建設的な議論が行われました。環境問題は、未来の人類の繁栄のためにも、国際社会全体として取り組んでいく必要があります。



森林保全と気候変動に関する閣僚級会合にて共同議長を務める前原誠司外務大臣

< 日本の取組 >

環境汚染対策においては、日本は多くの経験や技術を蓄積しており、それらを開発途上国の公害問題に活用しています。特に、急速な経済成長を遂げつつあるアジア諸国を中心に、都市部での公害対策や生活環境改善(大気汚染、水質汚濁、廃棄物処理など)への支援を進めています。

気候変動問題は、国境を越えて人間の安全保障を脅かす、人類にとって喫緊の課題であり、先進国のみならず、開発途上国も含めた国際社会の一致団結した取組の強化が不可欠です。2009年9月、鳩山内閣総理大臣は国連気候変動首脳会合で、すべての主要国による、公平かつ実効性のある国際枠組みの構築と意欲的な目標の合意を前提に、温室効果ガス

排出量を1990年比で2020年までに25%削減すると発表しました。

2009年12月にデンマークのコペンハーゲンで行われた気候変動枠組条約第15回締約国会議(COP15)において、首脳レベルの協議・交渉の結果、「コペンハーゲン合意」が作成され、COP全体会合において同合意に留意するとの決定が採択されました。日本は、温室効果ガスの排出削減など気候変動対策に意欲的に取り組む開発途上国や、気候変動の悪影響に脆弱な状況にある開発途上国を広く対象として、2012年末までの約3年間で官民合わせて1兆7,500億円規模(約150億ドル)の支援を実施していくことを発表するなど^(注36)、COP15での交渉に大きな弾みを付けました。

また、開発途上国における森林減少・劣化に由来する排出の削減など(REDD+^(注37))の議論については、COP15で大きな進展があったことを踏まえ、国際社会におけるREDD+の取組の連携・協調を強化することを目的として、2010年5月に「REDD+パートナーシップ」の構築が合意されました。日本は、パプアニューギニアと共に同パートナーシップの2010年末までの共同議長に選出され、10月に、森林保全と気候変動に関する閣僚級会合を主催しました。これまでも日本は、REDD+の取組支援に積極的に取り組んでおり、2012年までの短期的支援として5億ドルの支援額を表明し、既に約2億ドルの支援を実施しています(2010年7月時点)。

注34 UNCED : United Nations Conference on Environment and Development

注35 WSSD : World Summit on Sustainable Development

注36 うち、公的資金約1兆3,000億円(おおむね110億ドル)。

注37 REDD (Reducing Emissions from Deforestation and Forest Degradation in Developing Countries)とは、開発途上国における森林減少・劣化に由来する温室効果ガスの排出削減に関し、過去の推移などをもとに将来の排出量の参照レベルを設定し、資金などインセンティブを付与することにより、参照レベルからの削減を達成しようとする考え方。森林保全、持続可能な森林経営、森林炭素蓄積の増加に係る取組を含む場合には、「REDD+」と呼ばれる。

生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)

生物多様性は地球の長い歴史の中で育まれてきたかけがえのないものです。また、人類は生物多様性の恵みを食料、医療、科学など様々な分野において幅広く利用しています。近年、生物多様性が失われれば、地球全体の環境や人々の生活に多大な影響を与えかねないとの認識が高まり、その重要性が注目されています。

こうした状況の下、2010年10月には愛知県名古屋市で第10回目の締約国会議(COP10)が開催され、松本龍環境大臣が議長を務めました。「2011年以降の世界目標」や、「遺伝資源へのアクセスと利益配分(ABS^{*1})」などのCOP10での主要な議題について、途上国と先進国の間での意見の相違から、厳しい交渉が夜を徹して行われましたが、最終的には歴史的ともいえる成果を収めることができました。

2002年のCOP6において「2010年までに生物多様性の損失速度を顕著に減少させる」という生物多様性に関する世界目標である「2010年目標」が合意されました。しかし、各国、各利害関係者の十分な行動を促すことができず、2010年目標は達成することができなかったと報告されました。

このため、COP10においては、2011年以降の世界目標として明確さと現実性などを重視した「愛知目標(戦略計画2011-2020)」が採択されました。この愛知目標の採択により、生物多様性の損失を止めるための積極的な行動が促されることが期待されます。

日本は、この愛知目標の達成を目指す開発途上国の努力を支援するため、COP10において菅直人総理大臣から、生物多様性分野の開発途上国支援のイニシアティブとして、「いのちの共生イニシアティブ」を発表しました。日本は、人間の安全保障の実現、環境と開発の両立、貧困削減への貢献というこのイニシアティブの理念に基づき、今後も引き続き、生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取組を支援していきます。

また、COP10では、ABSに関する国際的な取り決めとなる「名古屋議定書」も採択されました。これまで10年の長きにわたり困難な交渉が続けられてきたABSについて、COP10を機に議定書の採択に至ったことは特筆すべき大きな出来事といえます。この「名古屋議定書」の採択により、遺伝資源のアクセスと利益配分に関す

る明確なルールが策定され、また、遺伝資源提供国と利用国との間の技術協力が進み、遺伝資源の利用と生物多様性の保全が促進されることが期待されます。

さらにCOP10に先立って、バイオセーフティ^{*2}に関するカルタヘナ議定書^{*3}第5回締約国会議(COP-MOP5)が開催されました。遺伝子組換え生物の輸出入など国境を越える移動により、生物多様性の保全やその持続可能な利用に損害が生じた場合、誰が責任を負い対応措置をとるのかという責任と救済が議題となりました。そして、締約国が開発企業や輸出入業者など責任事業者を特定し、損害の防止策や原状回復などの対応策を求めることなどを定めた「名古屋・クアラルンプール補足議定書」が採択されました。

このように、COP10およびCOP-MOP5は大きな成果を挙げ、成功裏に終了しました。今後、これらの成果を着実に実施することにより、生物多様性の保全とその持続可能な利用を続けていくことが極めて重要です。

●インドネシア「第二次気候変動対策プログラム・ローン」

インドネシアは、森林の減少および泥炭地荒廃などを含めると、中国、米国、ブラジルに次ぐ世界第4位の温室効果ガス排出国といわれています(注38)。また、同国では、温暖化の進展に伴い、気候変動リスクが高まることが懸念されています。このような状況を受け、日本は、インドネシア政府による気候変動対策努力を支援するため、約374億円(緊急財政支援円借款約94億円を含む)の円借款を供与しました。これにより、①温室効果ガス吸収・排出削減による温暖化緩和に貢献するほか、②気候変動の悪影響に対する適応能力強化、③気候変動に係る分野横断的課題への対応の推進が期待されています。

注38 (出展) World Resource Institute Climate Analysis Indicators Tool (WRI CAIT) "Sum of "Total in 2007" and "LUCF in 2005" (2007)

●インドネシア「生物多様性条約の実施促進に向けた日本の開発途上国支援 （「眠れる森のび(美・微)生物」プロジェクト）」

COP10ハイレベルセグメントにおいて、伴野豊外務副大臣より、COP10議長国である日本政府として、各国による支援活動を「眠れる森のび(美・微)生物」プロジェクトとして行うことを表明しました。このプロジェクトでは、開発途上国における微生物の保存・培養を支援するため、技術移転、人材育成などの事業を予定しており、最初の取組は、JICAおよび独立行政法人科学技術振興機構(JST^{*4})の共同事業である地球規模課題対応国際科学技術協力(SATREPS^{*5})の1つとして、2011年3月ごろからインドネシアにおいて実施するものです。この取組を通じて、開発途上国が国内で生物多様性と生態系の保全を図りつつ、自ら遺伝資源の研究・開発を進め、新たに未知の微生物の価値を発見していくことが期待されています。



「眠れる森のび(美・微)生物」プロジェクト(生命科学研究およびバイオテクノロジー促進のための国際標準の微生物資源センターの構築プロジェクト)インドネシア研究機関で現在保存管理している微生物の一例



- *1 ABS : Access and Benefit Sharing
- *2 現代のバイオテクノロジーにより改変された生物が、生物多様性の保全やその持続可能な利用に悪影響を及ぼすのを防止すること。
- *3 カルタヘナ議定書：2003年に発効した、生物多様性に悪影響を及ぼす恐れのある遺伝子組換え生物の国境を越える移動に一定の規制を加えることを定めた議定書。
- *4 JST : Japan Science and Technology Agency
- *5 SATREPS : Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development。環境・エネルギー、防災、感染症対策などの地球規模課題について、日本と開発途上国の大学や研究機関が、外務省・JICAおよび文部科学省・JSTの連携による支援の下で国際共同研究を実施するもの。

(2) 感染症

HIV/エイズ、結核、マラリアなどの感染症は、個人のみならず、開発途上国の経済社会発展にとっても大きな問題であり、特にHIVと結核の重複感染、多剤耐性・超多剤耐性結核などが深刻化しています。2009年4月には新型インフルエンザA(H1N1)が発生し、高病原性鳥インフルエン

ザA(H5N1)から発生する可能性のある新型インフルエンザも依然として脅威となっていることから、対策の強化が国際的課題です。さらに、シャーガス病、ギニア・ウォーム症、フィラリア症、住血吸虫症などの「顧みられない熱帯病」に関しては、世界全体で約10億人が感染しており、

開発途上国に多大な社会・経済的損失を与えています。このように感染症は国境を越えて影響を与えることから、国際社会が一致して対応する必要があります。日本も関係国や国際機関と緊密に連携して対策に取り組んでいます。

< 日本の取組 >

HIV/エイズ、結核、マラリアの三大感染症について、日本は世界エイズ・結核・マラリア対策基金(世界基金)を通じた支援に力を入れており、これまでに約12億9,000万ドルを拠出しました。また、世界基金の支援を受けている開発途上国において、三大感染症対策が効果的に実施されるよう、日本の二国間支援との有機的な連携を進める努力を行っています。

結核に関しては、日本は、「ストップ結核世界計画2006～2015年(Global Plan to Stop TB 2006～2015)」に基づき、世界保健機関(WHO)が指定する結核対象重点国などまん延状況が深刻な国に対して、感染予防、早期の発見、診断と治療継続といった一連の結核対策の実施促進を支援しています。また、2008年7月に官民5者で発表した「ストップ結核ジャパン・アクションプラン」にのっとり、日本が自国の結核対策で培った経験や技術を活かし、官民が連携して、開発途上国に対する

結核対策に取り組んでいます。

HIV/エイズ対策のために、日本は新規感染予防のための啓発・検査・カウンセリングの普及や、エイズ治療薬の配布システムの強化支援などを行っています。特に予防啓発や感染者および患者のケア・サポートなどには、アフリカを中心に「エイズ対策隊員」と呼ばれる青年海外協力隊員が精力的に取り組んでいます。

乳幼児死亡の主な原因の一つであるマラリアについては、コミュニティ強化を通じたマラリア対策の取組支援や国連児童基金(UNICEF)との協力による支援を行っています。インフルエンザに関しては、日本は、2005年以来、新型インフルエンザ対策として、総額約4.16億ドル(2010年4月現在)の国際協力を表明しています。2009年4月に北米で発生し世界中に流行したH1N1インフルエンザ対策として、開発途上国におけるワクチン接種支援のため、WHOを通じて約11億円の緊急無償資金協力を実施しました。また、将来発生

し得る新型インフルエンザに備えるため、ASEAN、アジア欧州会合(ASEM)との協力による抗ウイルス薬などの備蓄や供与、WHOやUNICEFなど国際機関との連携による啓発や能力強化、二国間協力による発生状況の監視体制の強化などを推進しています。さらに、家きん段階における対策が緊急の課題であることから、国際獣疫事務局(OIE)を通じてアジア・太平洋地域における協力体制を構築し、高病原性鳥インフルエンザ対策や野鳥の疫病サーベイランスなどを推進しています。

世界的根絶が課題となっているポリオについては、流行国に指定されているナイジェリア、インド、アフガニスタン、パキスタンの4か国を中心に、UNICEFを通じたポリオ・ワクチン供与の支援を行っているほか、2009年4月にタジキスタンおよび周辺国で大発生が確認された事態に対応するため、20万ドルのUNICEFを通じたポリオ・ワクチン供与支援を決定しました。

顧みられない熱帯病対策において、日本は、世界に先駆けて中米諸国のシャーガス病対策に本格的に取り組み、媒介虫対策の体制確立支援

によって感染リスク減少に貢献しています。また、フィラリア症についても、駆虫剤と啓発教材の供与および協力隊員による啓発予防活動などに

より、大幅な新規患者数の減少や非流行状態の維持を目指しています。

●アフガニスタン「結核対策プロジェクト」

保健状況が世界で最も劣悪な国の一つであるアフガニスタンでは、死因の第1位は感染症であり、その中でも結核が大きな割合を占めています。2004年から実施しているこのプロジェクトでは、結核治療サービスの改善を目的とし、日本人専門家の派遣や機材供与を通じて、国家結核対策プログラム(NTP^{注39})の機能強化、結核検査技術の改善などについて支援しています。その結果、結核患者発見率は73%、治療成功率は89%を達成しており、質の高い結核治療サービスが普及しつつあります。



結核検査技術の向上のため、国立結核研修所(National Tuberculosis Institute)にて、研修を受けている検査技師

●ザンビア「HIV/エイズケアサービス管理展開プロジェクト」

ザンビアのHIV感染率は14.3% (2007年)と高く、抗レトロウイルス治療(ART)と呼ばれるエイズ治療を拡大し、死亡者数を減少させることは最重要課題の一つです。日本は2006年から、先行案件である「HIV/エイズケアサービス強化プロジェクト」を通して、ARTを人的・物的資源の限られた地方部でも実施できるよう「モバイルARTモデル」の構築を支援してきました^{注40}。このモバイルARTモデルでは、アクセスの良さとサービスの質の高さにより治療脱落率を低く抑えられ、またザンビア保健省による独自の治療実施が可能であることを証明しました。この成果をさらに拡大させようと、2009年度より対象地域を広げ、本プロジェクトを実施しています。2010年以降は、世界エイズ・結核・マラリア対策基金などを活用した全国へのモバイルART拡大が予定されています。



隔週で郡病院から定期巡回し、地方のヘルスセンターでARTを処方する准医師

注39 NTP : National Tuberculosis Control Program

注40 HIV/エイズケアサービス強化プロジェクトは2009年3月に終了。

(3)食料

国連食糧農業機関(FAO)によると、2010年末の栄養不足人口は約9億2,500万人と推計されており、ミレニアム開発目標(MDGs)が掲げる2015年までの飢餓人口の割合半減の達成

が危ぶまれる状況です。また、紛争、自然災害、金融・経済危機の発生などにより、食料支援の必要性は高まっています。さらに、社会的セーフティー・ネットの確保や栄養改善、食

料増産による需給バランスの改善、動物の感染症対策など、食料安全保障を強化するための国際的な協調や多面的な施策が必要です。

< 日本の取組 >

このような状況を踏まえ、日本は、食糧援助を行っています。2009年度には、二国間食糧援助として21か国に対し計142.1億円の支援を行いました。また、多国間の支援では、主に国連世界食糧計画(WFP)を通じて、緊急食糧援助、教育の機会促進や地域社会の自立をサポートする食糧支援などを実施しています。2009年度には総額約221億円を世界各地で実施しているWFPの事業に拠出しました。

また日本は、開発途上国が自らの食料安全保障を強化するための支援

を行っています。口蹄疫などの国境を越えて感染が拡大する動物の伝染病について、越境性感染症の防疫のための世界的枠組み(GF-TADs^(注41))など国際獣疫事務局(OIE)や国際連合食糧農業機関(FAO)と連携しながら、アジア・太平洋地域における対策を強化しています。

➤ 農業に関する日本の実績については、農業分野の実績(59ページ)を参照してください



シシヤンバグ農業試験場における普及員・研究員の田植え実習
(写真提供：JICA)

●ウガンダ「前進のための食糧購入(Purchase for Progress)」

長期にわたるウガンダ国軍と反政府勢力の戦闘の影響により、農業生産が大きく落ち込んだウガンダ北部において、JICAと国連世界食糧計画(WFP)が協働して、アフリカ向け新品種米「ネリカ米」の稲作普及に取り組んでいます。JICAの専門家が、WFPスタッフや地元の農民に対し稲作に関する技術指導を行い、WFPがネリカ米の栽培および発育状況のモニタリングを行っています。さらに、WFPは農民に対し、収穫および収穫後の米の取扱いや、貯蔵法に関する研修を実施しました。このJICAとの連携によって、2009年にはおよそ2,400人の農民が2,410エーカーの土地でネリカ米を栽培しました。このJICAによる技術指導は、ウガンダの小規模農民が生産した米をWFPが買い上げ、学校給食事業などの食糧支援事業に活用する「前進のための食糧購入(Purchase for Progress-P4P)」に繋がっています。

注41 GF-TADs : Global Framework for Progressive Control of Transboundary Animal Diseases

(4) 資源・エネルギー

開発途上国では、電力へのアクセスを享受できない人々が世界人口の22%に相当する約15億人います(注42)。エネルギー・サービスの欠如は、産業の未発達、雇用機会の喪失、貧困化、

そして医療サービスや教育を受ける機会の制限といった問題につながります。今後、世界のエネルギー需要はアジアをはじめとする新興国や開発途上国を中心に増大することが

予想されており、エネルギーの安定供給や環境への適切な配慮が不可欠です。

< 日本の取組 >

開発途上国の持続可能な開発およびエネルギーの確保のため、近代的なエネルギー・サービスの提供や産業育成のための電力の安定供給に取り組んでいます。また、エネルギー利用の効率化や再生可能エネルギーを活用した発電施設など環境に配慮したインフラ整備支援を行っています。

資源国に対しては、資源開発を通じた外貨獲得によるその国の自立的発展に協力するとともに、鉱山周辺インフラの整備などを含めた資源国のニーズに応じた支援などにより、総合的かつ戦略的な関係の構築・強化を図っています。これらを通じ、企業による資源の開発、生産、輸送の円滑な実施を通じたエネルギー・

鉱物資源の安定供給を確保していくため、国際協力銀行(JBIC)、日本貿易保険(NEXI)、石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC)による支援に加えODAを積極的に活用していくことが重要です。

●ネパール「太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画」

ネパールの電力はほぼ100%水力により発電されていますが、水力発電の能力は需要に比べて大幅に不足しているために、乾期には1日16～18時間の停電が行われています。電力供給量の増加のためディーゼル発電の導入も検討されていますが、ネパールでは、石油系燃料をすべて輸入に頼っており、同燃料の消費増加は経済成長の大きな障害になり得るとともに、二酸化炭素排出削減の観点からも問題となります。そのため、新規の水力発電所の建設促進と太陽光などの再生可能エネルギーの活用促進が重要な課題の一つとなっています。日本は、ネパールでの太陽光発電システムの普及・促進、太陽光発電システム運転の実績蓄積、技術者の育成などのため、6億6,000万円の無償資金協力を通じて、ネパール初の系統連携型太陽光発電システムの導入を進めています。

注42 (出典)国際エネルギー機関「2009年世界エネルギー展望」(2009)

(5) 防災と災害援助

世界各国で頻繁に発生している地震や津波、台風、洪水、土石流などによる災害は、多くの人命や財産を奪うとともに、経済・社会システム全

体に深刻な影響を与えています。特に、災害に対して脆弱な開発途上国では、貧困層が大きな被害を受け災害難民となることが多く、さらに衛

生状態の悪化や食料不足といった二次的被害が長期化することが大きな問題となっています。

< 日本の取組 >

日本は、自らの過去の災害経験で培われたすぐれた知識や技術を活用し、緊急支援と並んで災害予防および災害復旧分野において積極的に支援を行っています。2005年には神戸で開催された国連防災世界会議において、国際社会における防災活動

の基本的な指針となる「兵庫行動枠組2005－2015」が採択されました。日本は国連などと協力してその世界的な実施を推進しています。

また、この会議において日本はODAによる防災協力の基本方針などを「防災協力イニシアティブ」とし

て発表しました。そこで日本は、制度構築、人づくり、経済社会基盤整備などを通じて、開発途上国における「災害に強い社会づくり」への自助努力を積極的に支援していくことを表明しました。

● パキスタン「ライヌラー川洪水危機管理強化プロジェクト」

パキスタンの首都イスラマバードに隣接するラワルピンディ市は、ライヌラー川の氾濫により洪水被害が年々深刻化しています。そこで日本は、開発計画調査型技術協力により流域全体の課題を明らかにし、緊急性の高い洪水予警報システムを無償資金協力で整備しました。さらに技術協力を通じて洪水予測の精度向上や避難訓練の実施などについて支援することにより、適切な警報発出や洪水被害を軽減するための関係機関の能力向上を図りました。パキスタン政府は、今後この成果を全国に広めるために、日本に対して洪水以外の災害にも対応できる全国レベルの防災体制づくりを要請し、新たな協力が展開されています。

● 国際緊急援助隊

日本は、海外で大規模な災害が発生した場合、被災国政府または国際機関の要請に応じ、迅速に緊急援助を行う体制を整えています。人的援助としては、被災者の捜索・救助活動を行う救助チーム、医療活動を行う医療チーム、災害応急対策などについて専門的な助言・指導などを行う専門家チーム、また特に必要が

あると認められる場合に派遣される自衛隊部隊の4つがあります。また、物的援助としては、緊急援助物資の供与があります。海外4か所の倉庫に、被災者の当面の生活に必要なテント、発電機、毛布などを常時備



緊急援助物資の供与を行う国際緊急援助隊(写真提供：JICA)

蓄しており、災害発生時には迅速に被災国に物資を供与できる体制にあります。

2009年度においては、インドネシア、ハイチ、チリおよび台湾に対して計7チームの国際緊急援助隊を派

遣し、メキシコ、フィリピン、チリなど14か国に対して計14件の緊急援助物資の供与を行いました。

●ハイチ大地震

2010年1月13日にハイチで発生したマグニチュード7.0の地震は、首都ポルトープランスに壊滅的な打撃を与え、死者・行方不明者22万人以上にのぼる大きな災害となりました。日本政府は、ハイチ政府からの要請を受け、1月15日までに国際緊急援助隊の派遣および緊急援助物資の供与を決定しました。引き続き派遣された自衛隊部隊は、レオガン市内の医療チーム活動サイトを引き継ぎ活動しました。さらにその後、日本赤十字社の医療チームが同じサイトを引き継ぐこととなり、支援ニーズに応じた官民連携を行い、効果的な援助を行いました。

▶ ハイチ支援については第3節 地域別の取組・中南米地域も参照してください

●国際機関との連携

日本は、2006年に設立された世界銀行防災グローバル・ファシリティ(注43)への協力を行っています。このファシリティは、災害に対して脆弱な低・中所得国を対象に、災害予防の計画策定などの能力向上および災害復興の支援を目的としています。

防災の重要性への認識の高まりを背景に、2006年の国連総会においては、各国と防災にかかわる国連機関や世界銀行などの国際機関が一堂に会しました。この総会で、防災への取組を議論する場として、防災グローバル・プラットフォームの設置が

決定され、2007年6月に第1回会合が開催されました。日本は、このプラットフォームの事務局である国連国際防災戦略(UN/ISDR(注44))事務局の活動を積極的に支援しています。2007年10月には、ISDRの兵庫事務所が設置されました。

2009年6月には、防災グローバル・プラットフォームの第2回会合が開催され、世界各国から169か国および約300の国際機関・防災機関・NGOなどの組織から1,800名以上が参加しました。日本からは並木正芳内閣府大臣政務官(防災担当)

が代表として出席し、震災大国として災害対策の充実・強化を進めてきた自国の経験に基づき、国際防災協力を積極的に取り組んでいく方針を表明しました。

国連防災世界会議から5年が経過していることから、日本は、防災グローバル・プラットフォーム会合の場も活用しながら、国際社会における防災活動の基本的な指針となる兵庫行動枠組のフォローアップに積極的に取り組んでいます。

注43 Global Facility for Disaster Reduction and Recovery

注44 UN/ISDR : United Nations International Strategy for Disaster Reduction

(6) 国境を越える犯罪・テロ

グローバル化やハイテク機器の進歩、人の移動の拡大などが進み、国際組織犯罪やテロは、国際社会全体の脅威となっています。薬物や銃器の不正取引、不法移民、女性や児童の人身取引、現金の密輸出入、通貨の偽造および資金洗浄(マネー・ロンダリング)などの国際組織犯罪は、近

年、その手口が一層多様化、巧妙化しています。また、テロについては、国際テロ組織「アル・カーイダ」および関連団体の勢力はいまだ軽視し得ず、加えて、アル・カーイダの思想、テロ手法の影響を受けた組織による過激主義運動が新たな脅威となっています。国境を越えて進行する国際

組織犯罪やテロに効果的に対応するには、一国のみの努力では限りがあります。そのため各国による対策強化に加え、開発途上国の司法・法執行分野におけるキャパシティ・ビルディング支援などを通じて、国際社会全体で法の抜け穴をなくす努力が必要です。

< 日本の取組 >

薬物対策については、日本は国連麻薬委員会などの国際会議に積極的に参画するとともに、国連薬物犯罪事務所(UNODC)の国連薬物統制計画(UNDCP)基金への拠出などを通じて、アジア諸国を中心とした開発途上国を支援しています。2009年度には、UNDCP基金への拠出を活用して、ミャンマーにおけるけしの不正栽培監視、不正合成薬物製造調査、東南アジアおよび太平洋地域における薬物統制・犯罪防止に関するプロジェクト、ラオスにおける薬物統制主要計画作成支援などのプロジェクトを実施しました。また、2010年3月には2009年度補正予算により、アフガニスタンの麻薬対策のためにUNDCP基金およびUNODCの犯罪防止刑事司法基金(CPCJF)へ拠出し、アフガニスタンやその周辺国における国境管理、刑事司法分野の能力強化、代替作物開発、若者による麻薬使用の予防などのプロジェクトを支援しています。

人身取引対策については、被害者

の緩和ケアおよび社会復帰支援に重点的に取り組んでおり、2009年度には、CPCJFへの拠出を通じてタイのパタヤにおける人身取引対策プロジェクト(人身取引および性的搾取からの脆弱な子どもの保護)を実施するなど、東南アジアを中心に支援しています。また、日本で保護された被害者については、国際移住機関(IOM)を通じて被害者の安全な帰国と本国での社会復帰を支援しています。さらに日本は、不法移民・人身取引および国境を越える犯罪に関するアジア太平洋地域の枠組みである「バリ・プロセス」への支援も行っています。

腐敗対策については、CPCJFへの拠出を活用して、2009年10月、ベトナムにおける腐敗対策セミナーの開催を支援しました。同セミナーでは、ベトナム政府関係者や国際機関の専門家が参加してベトナムが締結した国連腐敗防止条約の効果的な実施促進についての課題が話し合われました。これにより、日本のODA

の供与対象国でもある同国において腐敗対策の取組を強化することに貢献しました。

また、国連アジア極東犯罪防止研修所(UNAFEI)では、アジア・太平洋地域を中心とする開発途上国の刑事司法実務家を対象に、2010年8月から9月にかけて「犯罪収益の剥奪及びマネー・ロンダリング対策」、10月から11月にかけて「汚職防止」、12月には「証人及び内部通報者の保護」など、いずれも国際組織犯罪防止条約および国連腐敗防止条約上の重要論点をテーマとする研修・セミナーを実施し、各国における刑事司法の健全な発展と協力関係の強化に貢献しています。

テロ対策に関しては、テロリストにテロの手段や安住の地を与えない、そしてテロに対する脆弱性を克服するという観点から、テロ対処能力が必ずしも十分でない開発途上国に、テロ対策能力向上のための支援をしています。特に2006年以降、テロ対策等治安無償資金協力が創設

され、日本は開発途上国でのテロ対策の支援を強化しています。

とりわけ日本と密接な関係にある東南アジア地域におけるテロを防止し、安全を確保することは、日本にとっても重要であり、重点的に支援を実施しています。具体的には、出入国管理、航空保安、港湾・海上保安、税関協力、輸出管理、法執行協力、テロ資金対策、テロ防止関連諸条約などの各分野において、機材供与、専門家の派遣、セミナーの開催、研修員の受入れなどを実施しています。たとえば、日本は1987年度以降毎年「出入国管理セミナー」を開催し、東南アジア諸国などの出入国管理行政機関の担当者を招き、情報・意見交換を通じた相互理解の増進や協力関係の強化、そして各国の出入国管理業務に携わる職員の能力の向上を支援してきました。

また、2010年3月にはシンガポールとの共催により、日本およびAPEC加盟国関係者間で海上貿易の安全を高めるための施策や支援について意見交換・議論を行うことに焦点を当

てたセミナーを開催しました。さらに、UNODCテロ防止部へ2009年度に約6万7,000ドルの拠出を行い、インドネシアを中心としたASEAN諸国へのテロ対策法整備支援を実施しました。

このほか、海賊行為についての対策も講じる必要があります。日本は、石油や鉱物などのエネルギー資源の輸入のほとんどを海上輸送に依存しており、海上交通路における海賊対策は日本の平和と安定に直結します。特に、ソマリア沖・アデン湾では海賊事案が多発、急増し、国際社会の取組にもかかわらず、海賊の活動地域が拡大しており、引き続き国際社会の大きな脅威となっています。日本は、2009年6月に成立した「海賊対処法」に基づき、自衛隊を派遣し海賊対処行動を実施しています。

ソマリア沖海賊問題を解決するためには、海賊対処行動に加え、沿岸国の海上取締り能力の向上と不安定なソマリア情勢の安定化を含めた多層的な取組が必要です。日本は、これを実現するため種々の支援を行っ

ています。たとえば、ソマリア周辺地域における海賊対策の訓練センターおよび情報共有センター設立を支援するため、日本が主導し、国際海事機関(IMO)に設置された基金に約14億円を拠出しました。また、海上取締り能力向上のために、ソマリア周辺国の海上安保機関職員を引き続き日本に招へいして研修を行っています。さらに、ソマリア和平の実現に向けて2007年以降、ソマリア国内の治安の強化、および人道支援・インフラ整備の2つの柱からなる約1億2,440万米ドルの支援を実施しています。



外務省 テロに強い世界へ向けて
パンフレット

●ウズベキスタン「大型貨物用検査機材整備計画」

中央アジアの中心に位置するウズベキスタンは、隣接するアフガニスタンからの麻薬・武器などの非合法物資の輸送ルートとなっています。現在、ウズベキスタンの国境税関所においては手作業による貨物検査を行っていますが、中央アジア域内での道路輸送網の整備に伴い物流が増加する中で、国境における通関の迅速化が求められています。こうした状況を踏まえ、日本は、ウズベキスタンにおけるアフガニスタンとの国境税関所とタジキスタンとの国境税関所に対し、大型のX線検査機材を各1台ずつ供与し、ウズベキスタンにおける非合法物資の流出入の阻止を支援し、迅速で安全な通関手続の整備を支援しています。

4. 平和構築

国際社会では、依然として民族・宗教・歴史などの違いによる対立を原因とした地域・国内紛争が問題となっています。紛争は、多数の難民や国内避難民を発生させ、人道問題や人権侵害問題を引き起こすとともに、長

年の開発努力の成果を損壊し、莫大な経済的損失をもたらします。そのため、紛争の再発を防ぐことや、持続的な平和の定着のため、開発の基礎を築くことを念頭に置いた“平和構築”に向けた取組が国際社会全体の課

題となっています。たとえば、2005年に設立された国連平和構築委員会などの場において、紛争解決から復旧、復興および国づくりに至るまでの一貫したアプローチに関する議論が行われています。

< 日本の取組 >

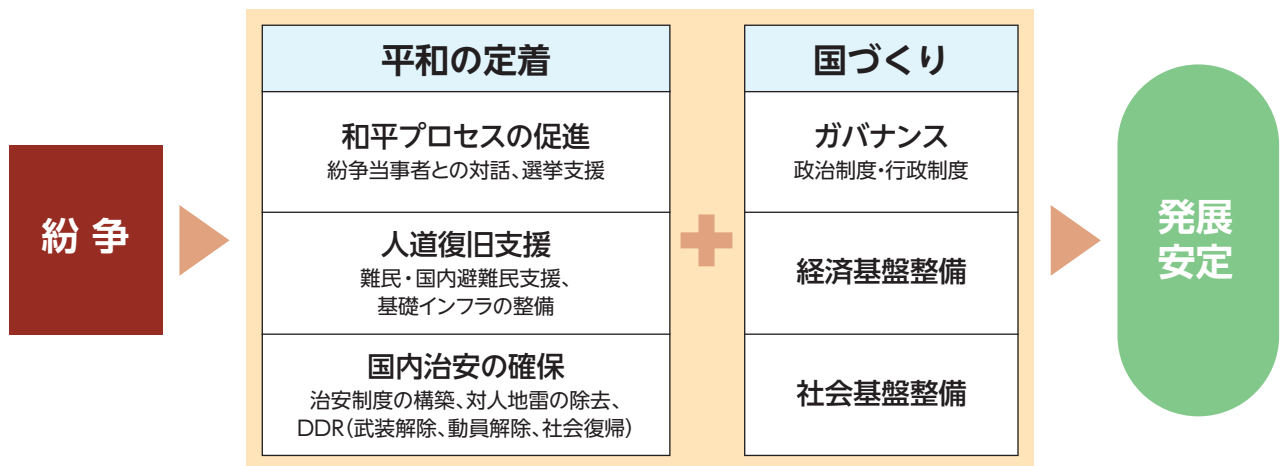
日本は、紛争下における難民支援や食料支援、和平(政治)プロセスに向けた選挙支援などを行っています。紛争の終結後は、平和の定着に向けて、元兵士の武装解除・動員解除・社会復帰(DDR^{注45})への取組や治安部門の再建など国内の安定・治安の確

保などへの支援を行っています。また、難民や国内避難民の帰還、再定住への取組、基礎インフラの復旧を通じて復興支援を行っています。

さらに、次の紛争が起こらないよう平和を定着させるべく、行政・司法・警察機能の強化、経済インフラや制度整

備支援、保健や教育といった社会セクターへの取組を進めています。このような支援を継ぎ目なく行うため、国際機関を通じた支援と、無償資金協力、技術協力、円借款という二国間の支援を組み合わせて対処しています。

図表 III-9 平和構築概念図



注45 DDR: Disarmament, Demobilization and Reintegration

●フィリピン「フィリピンの紛争地域(ボンドック半島)における地域開発を通じた平和、安全、適正な雇用の育成共同事業」

フィリピンのボンドック半島は、共産主義勢力(CPP-NPA^(注46))の活動などの影響により、開発援助が限られており、住民は極度の貧困に苦しんでいます。そこで日本は、国際労働機関(ILO)および国連食糧農業機関(FAO)が現地のNGOや地域コミュニティと連携して実施する「フィリピンの紛争地域(ボンドック半島)における地域開発を通じた平和、安全、適正な雇用の育成共同事業」に対し、国連の人間の安全保障基金を通じて約256万ドルの支援を行っています。農業・漁業分野での物資の提供や技術支援、非農業分野の生活手段への支援、起業開発訓練など分野横断的かつ包括的なアプローチを通じて、ボンドック半島住民の人間の安全保障促進への取組を支援しています。

● 平和構築分野での人材育成

多様化・複雑化する平和構築の現場のニーズに対応するため、日本は2007年度から、平和構築の現場で活躍できる日本およびその他のアジアの文民専門家を育成する「平和構築人材育成事業」を実施しています。

この事業は、平和構築の現場で必要とされる実践的知識および技術を習得する国内研修、平和構築の現場にある国際機関などの現地事務所で実務に従事する海外実務研修、ならびに修了生がキャリアを構築するため

の支援を柱としており、これまでに約110名の日本人およびその他のアジア人が研修コースに参加しています。その研修員の多くが、スーダンや東ティモールなどの平和構築の現場で活躍しています。

(1)アフガニスタンおよびパキスタン支援

アフガニスタンおよびパキスタンの不安定化は、両国あるいはその周辺地域だけでなく世界全体の問題です。アフガニスタンを再びテロの温

床としないため、日本をはじめとする国際社会は積極的に同国への支援を行っています。そして、アフガニスタンとの国境地域において対テロ

掃討作戦を実施するなどテロの撲滅に重要な役割を果たしているパキスタンの安定も、周辺地域や国際社会の平和と安定の鍵となっています。

< 日本の取組 >

日本は、これまで一貫してアフガニスタンへの支援を実施しており、2001年10月以降の支援総額は約24.7億ドルにのぼります。2002年に日本が主催した「アフガニスタン復興支援国際会議(東京会議)」では、45億ドル以上が参加国よりコミット

され、日本は最大5億ドルの支援を表明しました。また、2009年11月には日本は、「テロの脅威に対処するための新戦略」を発表し、アフガニスタンに対して早急に必要とされる約800億円の支援を行うとともに、今後のアフガニスタン情勢に応じて

2009年からおおむね5年間で、最大約50億ドル程度までの規模の支援を決定しました^(注47)。

具体的には、警察支援などを通じた治安能力向上支援、元タリバーン末端兵士の社会への再統合のための職業訓練および雇用機会創出のため

注46 CPP-NPA : Communist Party of the Philippines/New People's Army

注47 これまでに約束をした総額約20億ドル程度の支援に代わるもの。

の支援、同国の持続的・自立的発展のための農業・農村開発、エネルギー分野を含むインフラ整備、教育、保健医療などの基礎生活分野などを柱に支援を実施しています。

パキスタンについても、2001年の米国同時多発テロ後に国際社会と協調してテロ対策を行うことを同国が表明して以来、日本は積極的な支援活動を行っています^(注48)。2005

年2月には対パキスタン国別援助計画を策定し、経済社会インフラ、農業、生活環境などの分野において積極的に支援を行ってきています。また、2009年4月には、東京において日本政府と世界銀行との共催によるパキスタン支援国会合が開催され、日本は同国に対し2年間で最大10億ドルの支援を表明しました^(注49)。さらに、2009年11月の「テロの脅威

に対処するための新戦略」に基づき、パキスタンの持続的安定・発展のため、経済成長やマクロ経済改革、住民の生活改善など貧困削減、ハイバル・パフトゥンハー州(旧北西辺境州)および連邦直轄部族地域の民生安定などの重点分野を中心に支援しています。

(2)イラク

国際社会はイラクの平和と安定を回復し定着させるため、国づくりの支援を進めています。イラクが平和な民主的国家として再建されることは、イラク国民や中東地域、および

日本を含む国際社会の平和と安定にとって極めて重要です。イラクは、当面の復興ニーズに緊急に手当てすべき局面から、現在は、中期的な視点から復興・開発に戦略的に取り組

むべき局面に移行しています。2010年3月には、新選挙法の下でイラクの議会選挙が行われるなど、民主化プロセスも進展を見せています。

< 日本の取組 >

日本は、無償資金協力で2009年度末時点で約16.7億ドルを供与し、その着実な実施に取り組んでいます。また、様々な分野の研修事業を通じて、イラクの行政官や技術者に対する能力向上支援を行っています。円借款による支援については、2009年度末時点で、15案件計32.8億ドルの使途を決定しました。日本は、現在実施中の協力事業の着実な

進捗を確保するため、きめ細かい実施促進支援を行いつつ、イラクの中期的な復興・開発戦略の中に日本の支援が効果的に組み込まれるよう、イラクおよび他の支援機関と一層緊密な連携を図っていく考えです。

債務問題については、2004年にパリクラブにおいてパリクラブ加盟諸国が保有するイラク債務総額約372億ドルのうち、80%を3段階で

削減する合意が成立しました。これを受け日本は、2005年11月に約76億ドルの債権(日本は第1位の債権国)を3段階に分けて合計80%削減する内容の交換公文を日本・イラク間で署名し、2008年12月の削減を最後に合計約67億ドルの債務削減を完了しました。

注48 パキスタンが核実験を行った1998年以降、日本は同国に対し援助縮小措置(緊急・人道性を有する援助、草の根無償を除く新規無償資金協力、および新規円借款の供与の停止)を取っていた。

注49 経済・金融などを含めたマクロ経済の安定化を目的としたIMFプログラムの実施が前提。

(3) 対パレスチナ支援

パレスチナ問題は半世紀以上も続くアラブ・イスラエル紛争の核心です。特に、中東和平問題は日本を含む国際社会全体の安定と繁栄にも大きな影響を与えるものであることに加え、二つの国家の平和共存を目指す現行中東和平プロセスを促進させる上でも、パレスチナ自治区の社会経済開発と国づくりに向けた準備が

不可欠です。1993年のオスロ合意によるパレスチナ暫定自治の開始以降、日本をはじめとする国際社会は積極的な対パレスチナ支援を展開してきています。

パレスチナ自治区の人々は、イスラエルによる占領に大きな不満と反発を抱きつつ、経済面では、長年にわたる占領で、イスラエル経済と国

際社会からの支援に大きく依存してきており、このような依存状態からの脱却を目指しています。今後、パレスチナが真の和平に向けてイスラエルと対等に交渉できるような環境を整備するためには、パレスチナ経済を自立化させることが最も重要な課題になっています。

< 日本の取組 >

日本は、ODA大綱の重点課題である「平和の構築」の観点も踏まえつつ、対パレスチナ支援を中東和平に対する貢献策の重要な柱の一つと位置付けています。パレスチナ人の民生を安定させ、将来のパレスチナ国家実現を支援するため、1993年以降総額約10億ドル以上の対パレスチナ支援を行ってきています。支援総額では、EU(欧州連合)、米国などに次ぐ主要ドナーになっています。

また、2006年7月以降は、将来のイスラエルとパレスチナの共存共栄に向けた日本独自の中長期的取組と

して、日本、イスラエル、パレスチナおよびヨルダンの4者による域内協力を通じてヨルダン渓谷の経済開発を進める「平和と繁栄の回廊」構想を提唱し、現在その具体化に向けて、ジェリコ郊外に農産加工団地を建設する取組が進められています。

なお、日本は、2007年12月にパリで開催された対パレスチナ支援プレッジング会合において当面1.5億ドルの支援を実施していく旨を発表しました。さらに、2008年12月から2009年1月までのイスラエル軍によるガザ大規模空爆を受けて、

2009年3月にエジプトのシャルム・エル・シェイクで開催されたガザ復興のためのパレスチナ経済支援に関する国際会議において、6,000万ドルのガザに対する緊急の人道・復旧支援を含む、当面2億ドルの対パレスチナ支援を表明し、現在、支援を着実に実施しています。

また、日本は2008年に発表された2年以内の国家建設のための制度づくり、組織づくりを目指す「パレスチナ自治政府大綱」を支持しており、パレスチナの国家建設を支援しています(注50)。

注50 PA: Palestinian Self-Government Authority; パレスチナ自治政府

(4) 不発弾および対人地雷・小型武器等

かつて紛争中であった地域には、クラスター弾などの不発弾や対人地雷がまだ残存しており、また非合法的な小型武器がまん延しています。

これらは子どもを含む一般市民にも無差別に被害を与え、復興および開発活動を妨げるだけでなく、新たな紛争の原因になります。不発弾・地雷

除去や非合法小型武器の回収・廃棄への支援、地雷被害者の能力強化など、国内安定や治安確保に配慮を払った支援が重要です。

< 日本の取組 >

クラスター弾については、2010年8月1日に「クラスター弾に関する条約」が発効し、日本を含む38か国が締約国(署名国は108か国)となっています。日本は、この条約で規定されている国際的な協力および援助を着実に実施しています。

対人地雷については、日本は対人地雷禁止条約(オタワ条約)の普遍化、地雷対策支援および技術開発支

援に取り組んできており、2009年のオタワ条約の第2回検討会議においては、今後の支援の方向性として、①被害国(者)とのパートナーシップ重視、②産・官・学・民一体の地雷問題への取組、③地雷対策と被害地域の開発の包括的アプローチを表明しました。

小型武器対策としては、開発支援を組み合わせた小型武器の回収、

廃棄、適切な貯蔵管理などへの支援を行っています。また、武器の輸出入管理や取締り能力の強化、治安の向上などを旨とする関連法制度整備や法執行機関の能力構築支援、元兵士や元児童兵の武装解除・社会復帰事業、小型武器関連の啓発や専門家によるセミナーの開催なども実施しています。